

平成 29 年度法令改正一覧

一般高圧ガス分抜粋・新規及び改正部分赤字

(1) 一般高圧ガス保安規則（平成 30 年 3 月 30 日施行）

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）第十八条第一項第二号ト（削除）

第十八条第一項第三号ロ（改訂）、八（新設）

- ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十一項に規定する引取業者（以下単に「引取業者」という。）、同条第十二項に規定するフロン類回収業者（以下単に「フロン類回収業者」という。）及び同条第十三項に規定する解体業者（以下単に「解体業者」という。）が同条第九項に規定する再資源化（以下単に「再資源化」という。）のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない。）

- 八 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない。）。

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）第四十九条第二項第一号及び第二号（新設）

- 一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。
- 二 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）であつて当該容器を製造

した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）第五十条第一項第三号及び第四号（改訂）

三 一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合（一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、この限りでない。）。

四 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

（2） 高圧ガス保安法施行令（平成30年4月1日施行）

（適用除外） 第二条第三項第四号（改訂）

四 冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高圧ガスである二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものに限る。）

（都道府県又は指定都市が処理する事務） 第十八条第二項（改訂）

2 法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。

一 乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状の交付並びにこれらの製造保安責任者免状に関する法第三十条及び第三十一条第二項に規定する事務は都道府県知事

(以下第二号から第八号は、都道府県知事又は指定都市の長が所掌する。)

- 二 内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十一条第二項に規定する事務
- 三 内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十四条第一項（同項の指定に係る部分を除く。）、第四十五条第一項及び第二項、第四十八条第五項、第五十四条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項及び第二項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）
- 四 容器再検査に関する法第四十九条第一項、第三項及び第四項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）
- 五 容器検査所の登録に関する法第四十九条第一項に規定する事務
- 六 内容積五百リットル以下の容器に装置されている附属品に関する法第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項並びに法第五十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に装置されている附属品に係るものを除く。）
- 七 附属品再検査に関する法第四十九条の四第一項及び第三項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器の附属品に係るものを除く。）
- 八 法第五十条第三項及び第四項、第五十二条第二項及び第四項並びに第五十三条並びに第五十六条の二に規定する事務

(都道府県知事が処理することが適当な事務) 第二十二條 (新設)

第二十二條 法第七十九条の三の政令で定める事務は、同条に規定する都道府県知事が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げる事業所、設備又は施設に係るものとする。

- 一 高圧ガスを取り扱う事業所の集積の程度、高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所
- 二 液化石油ガス法第二条第四項に規定する供給設備のうち、同条第五項に規定する消費設備に接続しているもの（第五号において単に「供給設備」という。）
- 三 液化石油ガス法第二条第五項に規定する消費設備
- 四 液化石油ガス法第三条第二項第三号に規定する貯蔵施設
- 五 液化石油ガス法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備のうち、供給設備に接続しているもの又は同項に規定する経済産業省令で定める所在地にあるもの

(3) 容器保安規則

(用語の定義) 第二条第一項第十三号の五及び第二十八号の四(新設) (平成29年5月8日施行)

十三の五 圧縮水素尾二輪自動車燃料装置用容器 金属ライナー製繊維強化プラスチック複合容器であつて、二輪自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器

二十八の四 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係る試験サイクルの回数 一万千回

(刻印等の方式) 第八条第一項第四号の二の五 (新設) (平成29年5月8日施行)

二の五 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、第三号に掲げる事項に続けて、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器である旨の表示(記号 TVH)

(表示の方式) 第十条第一項第二号ロ (新設) (平成29年5月8日施行)

ロ 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつて、自動車検査証又は道路運送車両法施行規則第六十三

条の二第三項に定める軽自動車届出済証に記載されている所有者と容器の所有者が同一であるもの。

(容器再検査における容器の規格) 第二十六条第一項 (平成30年3月30日施行)

法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、溶接容器、ろう付け容器、一般継目なし容器（半導体製造用として大気圧の下で露点が零下六十度以下の別表第一に掲げる種類の高圧ガスを充填するためのものであつて、法第四十九条第一項に定める容器再検査の方法として超音波探傷を行うもの（以下「半導体製造用継目なし容器」という。）を除く。）、一般複合容器及びアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

第二十六条第三項 (新設) (平成30年3月30日施行)

法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、半導体製造用継目なし容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 容器は、第一項第一号の例により外観検査（外面に係るものに限る。）を行い、これに合格するものであること。
- 二 容器は、容器ごとに経済産業大臣が定めるところにより行う書類検査及び超音波探傷試験に合格するものであること。

(附属品再検査における附属品の規格) 第二十九条第一項第三号(新設) (平成30年3月30日施行)

- 三 附属品（半導体製造用継目なし容器に装置されているものに限る。）は、経済産業大臣が定めるところにより行う書類検査に合格するものであること

(検査設備の基準) 第三十三条第一項第一号八 (新設) (平成30年3月30日施行)

- 八 容器の傷及び肉厚を超音波探傷試験により確認するための設備（半導体製造用継目なし容器に係るものに限る。）

(容器再検査に合格した容器の刻印等) 第三十七条第一項第一号八及び二(新設) (平成30年3月30日施行)

- 八 半導体製造用継目なし容器にあつては、口に掲げる事項に続けてその旨の表示（記号UT）
- 二 半導体製造用継目なし容器であつて第二十五条第一項の告示で定める方法により附属品を取り外してバルブ取付け部ねじについて外観検査を行ったものにあつては、八に掲げる事項に続けてその旨の表示（記号VC）

第三十七条第二項第二号及び第三号(新設) (平成30年3月30日施行)

- 二 半導体製造用継目なし容器にあつては、前号の薄板に前項第一号八の記号を明瞭に、かつ、消えないように打刻すること。
- 三 半導体製造用継目なし容器であつて第二十五条第一項の告示で定める方法により附属品を取り外してバルブ取付け部ねじについて外観検査を行ったものにあつては、前号に続けて前項第一号二の記号を明瞭に、かつ、消えないように打刻すること。

別表第一 (第二十六条第一項関係) (新設) (平成30年3月30日施行)

(内容省略)

(3) 20180323 保局第13号平成30年3月30日

高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて

1. 「経済産業大臣が認める者が製造したもの」について
 - (1) 「経済産業大臣が認める者が製造したもの」とは、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成30年3月30日付20180323 保局第12号）（以下「第12号通達」という。）に基づき、認定試験者の行った試験等に関する認定試験者試験等成績書が添付されたものをいう。
 - (2) 第12号通達Ⅱ(1)に規定する高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したものは、液石則第6条第1項第19号、一般則第6条第1項第13号若しくはコンビ則第5条第1項第19号又は液石則第53条第1項第9号若しくは一般則第55条第1項第8号に規定する製造することが適切であると「経済産業大臣が認める者が製造したもの」と同様に取り扱って差し支えないものとする。
 - (3) 協会の委託検査受検品のうち、協会が液石則及び液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成30年3月30日付20180323 保局第9号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第6条第1項第17号から同項第19号までについて検査を行ったもの、一般則及び一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成30年3月30日付20180323 保局第14号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第6条第1項第11号から同項第13号までについて検査を行ったもの並びにコンビ則及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（平成30年3月30日付20180323 保局第15号）で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第5条第1項第17号から同項第19号までについて検査を行ったものについては、「経済産業大臣が認める者が製造したもの」に該当する。
2. 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」について
 - (1) 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、可とう管（高圧ホース又は金属フレキ管等）であって、協会又は指定特定設備検査機関が別に定める規程により実施した検査に合格したものとする。
 - (2) 協会又は指定特定設備検査機関が行う、「KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準」（対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管は、液石則第16条第1項第1号、一般則第15条第1項第1号又はコンビ則第14条第1項第1号の「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」に該当する。
3. 「処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第2号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないもの」とは、取り替える設備に関し、液石則第3条第1項、一般則第3条第1項又はコンビ則第3条第1項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書（法第14条第1項本文に規定する変更の許可を受けている場合にあっては、変更の許可申請時に提出した液石則第15条第1項、一般則第14条第1項又はコンビ則第13条第1項に規定する高圧ガス製造施設等変更許可申請書に添付する変更明細書とする。以下「製造計画書等」という。）に記載する液石則第3条第2項、一般則第3条第2項又はコンビ則第3条第2項各号に掲げる事項（第5号及び第6号（コンビ則に限る。）に掲げるものを除く。）に変更がないものとする。
4. 「処理設備の処理能力の変更がないものであって、かつ、同等以上の性能を有するもの」とは、液石則第3条第1項、一般則第3条第1項又はコンビ則第3条第1項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載する液石則第3条第2項第2号若しくは第6号、一般則第3条第2項第2号若しくは第6号又はコンビ則第3条第2項第2号若しくは第7号に掲げる事項に変更がないものであって、取り替える特定設備の種類に応じ、法第56条の3第4項で定める技術上の基準に適合するものであり、材質を変更する場合にあっては、当該材質変

更によって、従来生じていた又は生じるおそれのあった腐食及び劣化損傷以外の腐食及び劣化損傷が生じるおそれのないものをいう。

5. 液石則第16条第1項第8号イに規定する「高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第6条第1項19号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの」とは、1. 又は2. に規定されたものへの変更であり、液石則第3条第1項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載する液石則第3条第2項第2号に掲げる事項及びプロセスフロー図（P&ID）に変更がないものとする（一般則第15条第1項第8号イ及びコンビ則第14条第1項第8号イにおいても、同様とする。）。
6. 「設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの」とは、液石則第3条第1項、一般則第3条第1項又はコンビ則第3条第1項に規定する高圧ガス製造許可申請書に添付する製造計画書等に記載する液石則第3条第2項第2号及び第6号、一般則第3条第2項第2号及び第6号又はコンビ則第3条第2項第2号及び第7号に掲げる事項に変更がないものとする。
7. 高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合（液石則第16条第1項第1号、第29条第1項第1号及び第55条第1号、一般則第15条第1項第1号、第28条第1項第1号及び第57条第1号並びにコンビ則第14条第1項第1号及び第8号イに掲げる工事の場合に限る。）には、管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合に限り軽微な変更の工事に該当するものとする。
8. 高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、当該設備に設置位置の変更が生じる場合は軽微な変更の工事に該当しないこととなるが、高圧ガスの通る部分の設備のうち、配管及びそれに附属するバルブのルート変更（配管に附属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配置変更又は迂回等に限る。）については軽微な変更の工事に該当するものとする。なお、軽微な変更の工事に該当するルート変更であっても、耐震上軽微な変更の工事に該当しない場合は、同基準が適用される。
9. 特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替えについては、軽微な変更の工事に該当するものとする。
10. 高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事については、軽微な変更の工事に該当するものとする。
11. 液石則第34条第2号、一般則第33条第2号及びコンビ則第17条第2号に規定する変更工事を行った後に行う当該設備の変更の工事は、軽微な変更の工事に該当するものとする。
12. 許可及び届出の不要な工事について
製造施設、液化石油ガス貯蔵所、高圧ガス貯蔵所又は消費施設における次に掲げるものについては、許可及び届出の不要な工事として取扱うものとする。
 - (1) 圧力計・温度計の取替え（同一方式の取替えに限る。）
 - (2) 充填又は受入れに係る可とう管（直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。）の取替え
 - (3) 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分の設備を構成する部分のうち、耐圧性能又は気密性に直接影響のない部品又はJIS等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替え（ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌機のプロペラ、蒸留塔のトレイ又は熱交換器の邪魔板等）
 - (4) 独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事（ただし、第一種製造者及び第一種貯蔵所の所有

者又は占有者は、本工事に取りかかる前に都道府県（当該第一種製造者の事業所又は第一種貯蔵所が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長）にその旨報告すること。）及び製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除く。）の撤去の工事

(5) 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事

(6) 消耗品（事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。）の取替え